

上尾市「週休2日制適用工事」試行要領の改正について

国・埼玉県の改正状況や働き方改革に向けた取組の趣旨を踏まえ、上尾市（建築工事を含む）「週休2日制適用工事」試行要領について、以下のとおり改正しました。

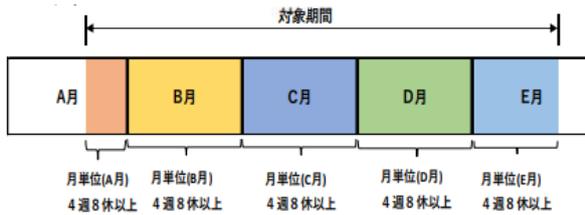
・施行日：**令和7年4月1日**（以降に入札公告等を行う工事から適用）

主な改正内容

1. 月単位の週休2日の新設

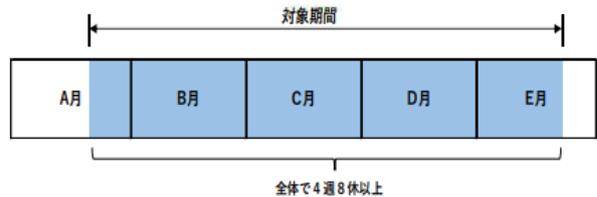
これまでの通期のみの週休2日に加え、**月単位の週休2日**を新設し、現場閉所による週休2日を①月単位の週休2日②通期の週休2日の2類型とします。

＜①月単位の週休2日＞



対象期間において**全ての月**で4週8休以上の現場閉所を行うことで達成。

＜②通期の週休2日＞



対象期間全体（通期）において4週8休以上の現場閉所を行うことで達成。

2. 補正係数の変更等

月単位の週休2日を推進するため、**新設する月単位の補正係数により発注**し、通期のみの達成や未達成の場合、変更契約により補正係数を変更します。

＜現行＞ ※建築工事は労務費のみ

補正係数	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

＜改正後＞ ※建築工事は労務費のみ



補正係数	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上(月単位)	1.04	1.02	1.03	1.05
4週8休以上(通期)	1.02	1.02	1.02	1.03
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

3. 受注者希望型の廃止

受注者希望型を廃止し、**全ての対象工事を発注者指定型により実施**します。

4. 工事成績評価における評価

月単位の週休2日を達成した場合、通期の週休2日を達成した場合ともに加対象（「創意工夫」1点）とします。未達成の場合においては、加減点も行いません。

5. 提出様式（現場閉所計画書・実績報告書）の変更

月単位の週休2日の確認に対応できるよう、各種提出様式を変更します。